

## 社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会有料広告掲載に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新たな財源を確保し、福祉サービスの向上及び地域福祉を推進するため、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の広告媒体へ有料広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるもののうち広告掲載が可能なものをいう。

イ 本会の広報誌、その他の印刷物

ロ 本会のホームページ

ハ その他広告媒体として活用できる資産等で社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を有料で掲載し、又は掲出することをいう。

(3) 広告主 広告媒体に広告掲載をするものをいう。

### (広告の掲載基準)

第3条 広告は、次の各号のいずれかに該当する場合は掲載しないものとする。

(1) 本会の信用及び品位、並びに広告媒体の公共性を損なうおそれのあるもの

(2) 法令等に違反するもの又は、そのおそれがあるもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るもの

(4) 公序良俗に反するもの又は、そのおそれがあるもの

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）に規定する風俗営業に関するもの

(6) 暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のあるもの

(7) 求人広告又は、これに類するもの

(8) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの

(9) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法第23号）に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種

(10) 前各号のほか、会長が広告掲載として適当でないと認めるもの

### (広告を掲載しない事業者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する事業者の広告は掲載しない。

- (1) 伊勢原市において競争入札参加停止又は指名停止を受けている事業者
- (2) 民事再生法（平成11年法第225号）による再生手続き中の事業者又は会社再生法（平成14年法第154号）による更生手続き中の事業者
- (3) その他広告として掲載することが適当でないと会長が認める事業者

（広告掲載の募集）

第5条 広告掲載の募集は、本会広報誌及びホームページ等により随時行うものとする。  
また、定めのない有料広告掲載については、必要事項をその都度定めるものとする。

（広告の規格及び掲載料等）

第6条 第2条第1号イ、ロ、ハに規定する広告規格及び掲載料は、別に定める。

（広告掲載の申込み）

第7条 広告掲載希望者は、本会が定める募集期間内に所定の申込書に必要書類を添えて、会長に申し込むものとする。

（広告掲載の決定等）

第8条 広告の掲載は、福祉・保健・医療の関係団体を優先とする。

2 会長は、前条による申込があったときは、掲載の可否を決定し、広告掲載希望者に通知するものとする。

（広告図案の審査）

第9条 会長は、第7条に規定する広告の図案が提出されたときは、その内容を速やかに審査し、必要があるときは、広告主に対し修正を求めることができる。

（広告掲載料の納付）

第10条 広告主は、会長が指定する方法及び期日までに広告料を納付しなければならない。

（広告掲載の取下げ）

第11条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、会長に申し出なければならない。

（広告主の責務）

第12条 広告主は、掲載された広告の内容に関する全ての責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害していないことを会長に対して保証

するものとする。

- 3 広告主は、第三者から広告に関し損害賠償請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第13条 広告主は、広告掲載後、その責に帰すべき理由により、本会に損害を与えた場合は、それにより生じた損害を賠償するものとする。

(広告掲載決定の取消等)

第14条 会長は、広告の掲載決定後においても、次のいずれかに該当する場合は、掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき
- (2) 会長が印刷物発行、ホームページ運営及び所有物の管理に支障があると認めたとき

(広告掲載料の返還)

第15条 本会は、前条第1号により広告の掲載を取り消したときは広告掲載料を返還しない。

- 2 広告媒体発注後、広告主が第11条により掲載を取り下げるときは広告掲載料を返還しない。
- 3 広告掲載の決定後、前条第2号により広告の掲載を取り消したときは、広告掲載料の全額を返還する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。